

地域生活移行個別支援加算

事業所・施設名			
異動区分	①新規	②変更	③終了
加算要件		要件の有無	
I 共同生活介護・共同生活援助・宿泊型自立訓練			
(1) 社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定共同生活介護事業所の場合、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により当該事業所に置くべき世話人、生活支援員に加え、1人以上配置していること。また、指定共同生活援助事業所の場合、指定障害福祉サービス基準208条の規定により当該事業所に置くべき世話人に加え、1人以上配置していること。また、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の場合、社会福祉士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を指定障害福祉サービス基準第166条の規定により当該事業所に置くべき生活支援員に加え、1人以上配置していること。		有	無
(2) 事業所の従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。		有	無
(3) 保護観察所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。		有	無
II 障害者支援施設			
(1) 社会福祉士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設附則第3条の規定により当該施設に置くべき生活支援員に加え、1人以上配置していること。		有	無
(2) 精神科を担当する医師(嘱託でも可)による定期的な指導が一月に2回以上行われていること。		有	無
(3) 医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。		有	無
(4) 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。		有	無

注1 別紙2勤務形態一覧表を添付すること。

注2 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格証(登録証)を添付すること。